

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」 の今後の検討の進め方について

令和7年1月22日
個人情報保護委員会

1 これまでの経緯等

(1) 令和2年改正法の施行といわゆる3年ごと見直し

令和4年4月1日に全面施行された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）（令和2年改正法¹）の附則第10条において、「政府は、この法律の施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定された。

(2) 中間整理の公表と意見募集

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、令和2年改正法及び令和3年改正法²の施行状況について検討した上で、令和5年11月よりいわゆる3年ごと見直しの検討を開始し、令和6年6月27日に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（以下「中間整理」という。）を公表³（注3）し、同日から同年7月29日まで意見募集を実施した。

中間整理に対する意見募集に対しては、1,731の団体・事業者又は個人から延べ2,448件の意見が寄せられ⁴、委員会は、その内容を令和6年9月4日に公表した。

¹ 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)

² デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）

³ 中間整理において提示された論点については（参考1）参照

⁴ 意見提出者の内訳：各種団体・事業者72者、匿名を含む個人1,659者
提出意見の内訳：

本人同意を要しないデータ利活用等1,560件（そのうち生成AIに関するもの1,486件）、
こどもの個人情報等150件、生体データ120件、不適正利用/適正取得92件、
漏えい等報告67件、課徴金52件、個人の権利救済手段48件、
「4 その他」について48件、オプトアウト等47件 等

(3) 意見募集結果を踏まえた「今後の検討の進め方」の公表

委員会は、令和6年9月4日に、中間整理に関する意見募集結果を踏まえた「今後の検討の進め方」を公表した。

「今後の検討の進め方」においては、「個人情報保護法の目的である、個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現するためには、情報通信技術の高度化が進む中、大量の個人情報を含むビッグデータを利活用するビジネス・サービスやプロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっており、このような状況の変化を踏まえた規制のアップデートが必要。」とした。また、「課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度」については、「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化するとした。さらに、「その他の主要個別論点」については、多様なステークホルダーとしっかりと対話しつつ議論することとした。そして、「より包括的なテーマや個人情報保護政策全般」については、継続的な議論に向けて検討に着手することとした。加えて、「関係府省との連携強化」及び「国際連携の強化」を並行して進めることとした。

今後の検討の進め方

(「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」意見募集結果を踏まえて)

- 意見募集(6/27～7/29)においては、団体・個人を問わず、幅広い方々から多様なご意見が寄せられたところ。
※ 1,731の団体・事業者(うち団体43者・事業者等29者)又は個人(1,659者)の方々から延べ2,448件。
- 個人情報保護法の目的である、個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現するためには、情報通信技術の高度化が進む中、大量の個人情報を含むビッグデータを利活用するビジネス・サービスやプロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっており、このような状況の変化を踏まえた規制のアップデートが必要。

課徴金、団体による差止請求制度 や被害回復制度	その他の主要個別論点	より包括的なテーマや 個人情報保護政策全般
◆ 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化	◆ 意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論	◆ 透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手
関係府省との連携強化	国際連携の強化	
◆ グローバルな動向や最新の技術動向を踏まえた「デジタル戦略」、「データ戦略」や「サイバーセキュリティの強化」に向けた関係省庁における検討状況を十分に踏まえ、個人情報保護委員会としても適切に必要とされる検討を継続的に推進 ◆ 防災DXや教育DX・こどものデータの取扱い、医療データなどの分野でもそれぞれの関係府省と継続的に連携	◆ EUとの間で2019年1月に相互認証の枠組みが発効。2023年4月に最初のレビューが終了。更に令和3年(2021年)個人情報保護法改正の全面施行(令和5年(2023年)4月)を踏まえ、従来の民間部門に加えて、学術研究分野・公的部門についても対象とした相互認証の枠組みの発効に向けて協議を継続 ◆ 新たに発足したグローバルCBPR(Cross-Border Privacy Rules)の枠組みも推進	

(4) 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会

中間整理で挙げた検討項目のうち、「課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度」については、「様々なステークホルダーとの間で制度改正の必要性を含めて議

論し、具体的な方向性を得ることを目的に、整理・検討を行う」ものとして、「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）を令和６年７月から開催した。検討会は、同年７月から１２月にかけて７回の会合を開催し、その結果について同年１２月に「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しに関する検討会報告書」（以下「検討会報告書」という。）として取りまとめた。検討会報告書は同月２５日に委員会に報告した上で公表を行った。

(5) 主要個別論点についての検討

「課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度」以外の主要個別論点として中間整理や同整理への意見募集等において示された論点であるこどもの個人情報、顔特徴データ等の生体データ、リスクに応じた漏えい等発生時の対応、統計作成等に係る特例、契約履行等に係る例外等の制度の在り方について、今後の検討の進め方に関する意見も踏まえ、企業や団体、関係省庁等の多様なステークホルダーとの対話に基づく検討を進めている。

令和６年１１月に「デジタル行財政改革会議」において、我が国のデータ利活用制度の在り方についての検討が開始されることが発表され、同年１２月には医療、金融、産業等の分野におけるデータ利活用に係る制度及びシステムの整備について包括的な検討を行う観点から「データ利活用制度・システム検討会」における検討が開始された。また、「規制改革推進会議」の場を中心に、医療等データの利活用法制等の整備に関する検討が行われている。さらに、同年１１月に「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」において「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」が発表された。委員会においても、こうした取組も踏まえつつ、一般法である個人情報保護法として求められる検討を関係府省^５と連携強化をして進めていくこととしている。

(6) 「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」及び「今後の検討の進め方」

委員会は、令和６年１０月１６日の第３０４回委員会において、「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」及び「今後の検討の進め方」を決定し、公表した。この中で、委員会は、中間整理に示した具体的な検討事項に関する議論に際してデジタル社会の進展やＡＩの急速な普及をはじめとした技術革新や技術の社会実装の動向等も考慮し、制度の基本的な在り方に立ち返った議論を行うべきであるとの意見も出されたこと等を踏まえ、制度の基本的な在り方に関わ

^５ 防災DXや教育DX・こどものデータの取扱い、医療データ等の分野でそれぞれの関係府省等と継続的に連携している。

る次元の論点を幅広いステークホルダー等の間で再確認し、短期的には中間整理で示した検討事項に係る具体的制度設計の在り方や優先順位、緊要性等についての結論を得るための共通の視座を得ることを目指すとともに、中期的には、国・地方の行政機関に関する制度を含めた一体的な見直しへとつなげるための議論の土台としていくことを目指し、個人情報保護委員会事務局（以下「事務局」という。）において、有識者を含む幅広いステークホルダーからの意見を聴取し、整理することとした。

上記決定を踏まえ、事務局は、同年 11 月から 12 月にかけて、有識者 11 名、経済団体・消費者団体等 17 団体からヒアリング（以下「事務局ヒアリング」という。）を実施し、同年 12 月 17 日に委員会に対して「「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングの概要について」を報告し、公表した。

2 事務局ヒアリングを通じて得られた視点等

(1) 事務局ヒアリングの概要と同ヒアリングを通じて得られた視点について

「「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングの概要について」の中で、事務局ヒアリングにおいては、個人情報保護法や委員会の基本的な在り方を含め、1) 個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスク、2) 個人データの利用における本人の関与の意味、3) 事業者のガバナンス、4) 個人データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方、5) 個人データに関する考慮要素等、6) 個人情報の取扱いに関する規律、7) 個人情報保護法の位置付けなどの様々な視点から指摘があった。

また、事務局ヒアリングを通じて、個人情報保護政策の在り方について様々な考え方が存在することが改めて明らかになったことに加え、1) 個人情報保護法の保護法益、2) 本人の関与、3) 事業者のガバナンス、4) 官民を通じたデータ利活用などについて視点が得られた。今後、法の見直し・運用に際しては、これらの視点・視座を考慮し、幅広いステークホルダーの意見を踏まえながら、必要な対応について検討していくことが重要とした。

（参考）

① 個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスク

個人の権利利益を保護する観点から考慮すべきリスクについては、特定の個人に対するリスクとして、(A) 評価・選別及びこれに基づく影響を与えるリスク、(B) 直接の働きかけを行うことのリスク、(C) 秘匿領域が他人に知られるリスク、(D) 自身のデータを自由意思に従って制御できないリスクの四つを例示した。事務局ヒアリングにおいては、(A)～(D)の全てが関連するリスクであり、バランス良く対応を検討すべきという指摘が多く示された。

② 個人のデータ利用における本人の関与の意味

事務局ヒアリングにおいては、個人データの利用における本人の関与の意味として、大きく、(ア) 事業者におけるガバナンスの一環であるという考え方と、(イ) 本人に関わる情報

の取扱いを本人が決定する権利の行使であるという考え方が示された。

(ア)の事業者のガバナンスに対しては、個人データの利用が個別の権利利益に直接的な影響がある場合に本人の関与が必要である一方、直接的な影響がない取扱いについては、本人の関与は必須ではないとの考えが共有された。

(イ)の中でも社会的なニーズ・手続負担を踏まえた現実的・具体的な個人の権利利益とのけん連性等との関係で自ずと制限が課されるとの考え方に関連して、現在の個人情報保護法の本人同意を求める規律の例外として規定された内容の他にも、準公共分野における利用、本人の権利利益に直接の影響のない統計等の利用、その他の正当性の認められる利用などについては、本人関与が必ずしも必要ではないとの指摘があった。一方で、そのような場合であっても原則的には、個人データに対して本人はその利用について許諾又は拒否の権限を持つべきとの指摘もあった。加えて、開示等の請求等にとどまらず、能動的に自らのデータを他の事業者の提供するサービス等で活用するためのデータポータビリティについても認められるべきとの指摘があった。

(2) (短期的に)追加的に検討すべき論点について

中間整理に示した具体的な検討事項に対する意見募集等における意見を踏まえ、事務局ヒアリングを実施し、制度の基本的な在り方に関する議論を行った結果、今後検討を深めるべき制度的な論点も明らかになってきた。このうち、短期的に検討すべき追加的な論点として明らかになったものについて、以下のとおり整理する。

1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

事務局ヒアリングにおいては、個人情報保護法の規律の基本的な考え方に立ち戻り、その重要な要素として、個人データ等の取扱いに対する「本人の関与」があることを示し、意見を求めた。これに対する事務局ヒアリング結果を踏まえると、「本人の権利利益への直接の影響の有無等」を切り口として、規律の内容を検討していくことが望ましいのではないかと。

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

中間整理においては、本人同意を要しないデータ利活用等については、個人の権利利益の保護とデータ利活用とのバランスを考慮し、社会にとっての有益性や公益性という、現行法の例外規定の基礎となっている観点から考え方を整理した。他方、上述の整理を踏まえると、上記観点到限らず、個人の権利利益への直接の影響の有無という観点をも考慮して、統計作成等であると整理できる AI 開発等、以下に該当する場合について、本人同意を要しないものとして整理できるのではないかと。

- ① 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合
- ② 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合
- ③ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合であっ

て本人の同意を得ないことに相当の理由があるとき

イ 本人への通知が行われなくても個人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

個人データの漏えい等が発生した際に必要となる本人通知は、通知を受けた本人が漏えい等の事態を認識することで、自らの権利利益を保護するための措置を講じられるようにすることを趣旨としている。

本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合においては、(通知を受けた本人の関与の必要性がないため) 個人情報取扱事業者に対して本人通知を要しないものとして整理できるのではないか。

中間整理においては、個人情報取扱事業者から委員会への漏えい等報告について整理したが、本人通知の在り方についても、併せて整理する必要があるのではないか。

2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方（ガバナンスの在り方）

事務局ヒアリングにおいては、個人データ等の取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方を視点の例の1つとして示した。その結果を踏まえると、個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大する中、委託先の管理等を通じた適正な個人データ等の取扱いの確保が困難な場合があることから、個人データ等の取扱いの適正性を確保する能力など、個人情報の取扱いに関わる実態を踏まえ、個人データ等の適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方を検討していくことが望ましいのではないか。

この観点については、中間整理においては明示的に示されていなかったところ、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方について、実態を踏まえ新たに整理していくことが考えられるのではないか。

3 制度的な論点の再整理について

デジタル化の進展等の環境変化を踏まえ、デジタル化による新たな利活用のニーズや新たなリスクを考慮した上で、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする一般法である個人情報保護法の性質を踏まえ、中間整理に対して寄せられた幅広い意見や多様なステークホルダーとの対話、事務局ヒアリング等を通じて、上記2(1)にあるように個人情報保護政策の在り方の基本的な考え方として、1) 個人情報保護法の保護法益、2) 本人の関与、3) 事業者のガバナンス、4) 官民を通じたデータ利活用などについて、重要な視点が得られた。

これらの視点を踏まえ、2 (2)に挙げられた追加的に検討すべき論点（※3 (1)・(2) 下線部）と、中間整理で示された個別検討事項を含め、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点を再整理すると、以下のとおりである。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

- ① 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
- ② 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
- ③ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方
- ④ 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

イ 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

ウ 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

ア 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

イ 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

ウ 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方

エ 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

ア 勧告・命令等の実効性確保

- ・ 速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方
- ・ 個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方

- ・ 命令に従わない個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに係る第三者への要請の導入の要否

イ 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方

ウ 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否

エ 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否

オ 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方

4 今後に向けて考慮していくべき点

より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、中間整理に対する意見募集の結果や、検討会報告書、事務局ヒアリングの結果等を踏まえ、今後ともステークホルダーと継続的に議論を行うとともに、業務の遂行にあたり、例えば、以下のような点を考慮していくことが必要である。

- (1) デジタル化に対応した個人情報取扱事業者のガバナンスの向上（適切なデータ利活用を推進できる体制整備（PIA（個人情報保護評価）実施・DPO（データ保護責任者）設置等を含む）、人材育成等）
- (2) 個人・消費者と事業者との信頼（トラスト）の醸成・向上
- (3) 官民を通じたデータ利活用の推進、適切な企業・組織間連携
- (4) 民間の自主的取組へのインセンティブ、認定個人情報保護団体に関する取組
- (5) 本人関与の在り方という観点からの更なる整理（プロファイリング、データポータビリティ等）
- (6) 保護法益に応じた個人情報・個人データの範囲や規律の対象となる行為

以上

中間整理において提示した論点

令和 2 年改正法附則に基づき、個人データの利活用における現状と課題、デジタル化の進展とそれに伴い高まったリスク、国際的な制度構築の状況、新個人情報保護法の施行やこれまでの執行実績等を踏まえながら、下記のとおりできるだけ具体的な見直しの視点を提示した。

1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

- (1) 個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方
- (2) 第三者提供規制の在り方（オプトアウト等）
- (3) こどもの個人情報等に関する規律の在り方
- (4) 個人の権利救済手段の在り方

2 実効性のある監視・監督の在り方

- (1) 課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方
- (2) 刑事罰の在り方
- (3) 漏えい等報告・本人通知の在り方

3 データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

- (1) 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方
- (2) 民間における自主的な取組の促進

4 その他